

大分大学医学部附属病院薬事委員会細則

平成21年4月1日制定

平成21年医学部附属病院細則第2-4号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1-22号）第16条の規定により、薬事の基本的事項及び適正処理に関する事項を審議する大分大学医学部附属病院薬事委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この細則において「医薬品」とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品のうち、放射性医薬品の製造及び取扱規則（昭和36年厚生省令第4号）第1条第1号に規定する放射性医薬品以外のものをいう。

(採用等の決定)

第3条 病院長は、医薬品の採用、仮採用及び削除（以下「採用等」という。）の決定に当たっては、委員会の議を経るものとする。

2 前項の採用等の手続等に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

(審議事項)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 医薬品の採用及び削除に関すること。
- (2) 医薬品の適切な使用及び管理に関すること。
- (3) 病院医薬品集の編集及び約束処方の改廃に関すること。
- (4) 医薬品の情報交換及び副作用に関すること。
- (5) 医薬品購入費の効果的運用に関すること。
- (6) その他委員会が必要と認める事項

(構成)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 診療科長 4人
- (2) 診療副科長 4人
- (3) 臨床薬理センター長
- (4) 看護部長又は副看護部長 1人
- (5) 薬剤部長
- (6) 副薬剤部長
- (7) 医学・病院事務部経営戦略課長
- (8) その他病院長が必要と認める者

2 前項第1号、第2号、第4号及び第8号の委員は、病院長が指名する。

(任期)

第6条 前条第1項第1号、第2号、第4号及び第8号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、第5条第1項第1号、第3号及び第5号に掲げる委員のうちから互選により決定する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長が必要と認めるときは、委員会の承認を得て委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第10条 委員会の事務は、薬剤部医薬品情報管理室において処理する。

(雑則)

第11条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。

2 この細則施行の前日に任命されている第5条第1項第1号、第2号、第4号及び第8号の委員は、この細則により選考されたものとみなし、その任期は、第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 大分大学医学部附属病院薬事委員会規程（平成16年医学部規程第2-13号）は、廃止する。

附 則（平成24年医学部附属病院細則第2-2号）

この細則は、平成24年9月28日から施行する。

附 則（平成26年医学部附属病院細則第2-3号）

この細則は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成27年医学部附属病院細則第2-2号）

この細則は、平成27年2月4日から施行し、この細則による改正後の大分大学医学部附属病院薬事委員会細則の規定は、平成26年11月25日から適用する。

附 則（令和3年医学部附属病院細則第2-4号）

この細則は、令和3年4月1日から施行する。